

## 意見のまとめ

場 所	現状の問題点	対 応 案
第1調節池	・自転車の高速走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等の他の利用者に配慮した利用方法について、周知徹底を図る必要がある</li> <li>・スピードの出しすぎで危険であり規制が必要</li> <li>・自転車道と歩道の分離</li> <li>・利用の時間帯か、曜日を決めるなどのルールを決める</li> <li>・段差を適所に設けて高速走行に不向きな走行面にする</li> </ul>
	・野鳥観察やカメラマンの路上駐車（遊水地内及び周辺農道等）	・道路の一方側に駐車し、片側は空けて通過車両の妨害とならないようなルールづくり
	・野鳥の繁殖妨害となる心配	・繁殖期の立入禁止措置
	・犬のリードを外しての散歩に対する苦情、糞の未処理	・
第2調節池	・掘削池への外来魚類の放流が懸念	・看板設置による注意喚起や巡回指導等について検討が必要
	・路上駐車、通行スペースに三脚など、車両の通行が困難	・マナーの周知徹底を図っていく必要
	・貴重植物の盗掘や昆虫の採取	・巡回が必要ではないか
	・イノシシなどの動物によりケガ	・注意を喚起する
	・野鳥の繁殖妨害となる心配	・繁殖期の立入禁止措置
	・学校など、大勢の集団での訪問者の増加	・公園内のトイレの増設も必要
	・3月のヨシ焼きや、8月の古河花火大会時に車が多くなる	・規制区域の検討も必要
・進入車両など、車の通行が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の通れる道路を極力少なくし、使用時は土埃が立たない速度で走行するよう注意を払わせる</li> <li>・湿潤環境形成実験地と、水位安定型実験地の南側の工事用道路は、車両では通り抜けられないようにする（工事終了後は歩道に戻すことが、湿地環境の維持に必要）</li> <li>・鷹見台から与良川へ下る道路は工事後は歩道とし、環境を維持する。</li> </ul>	
第3調節池	・自然への配慮	・既存の道路以外は許可なしに中に侵入されないようにする

場 所	現状の問題点	対 応 案
全 体 ・ 周 辺	・場所の説明が難しい、わかりにくい	・主要な道や交差点、ゲートに名前を付ける
	・災害等が発生した場合、どこに連絡すればよいか分からない	・渡良瀬遊水池内での災害発生時における危機管理体制の構築
	・現在の「利用ルール＆マナー」は保全に関するルール＆マナーがほとんど掲載されていない	・「湿地の保全」に関するルールが必要(動植物に対するルール)
	・団体に所属していない個人の利用者には、あまり知られていない	・保全と利用に関しての1冊の冊子が出来ればよい
	・車が乗り入れ、グラウンド内を荒された	・「利用ルール＆マナー」と「遊水地の魅力や役割」を伝承できる人材の育成が必要
	・堤防上を走る自転車のスピードがあり、接触の危険がある	・防犯カメラの設置などの対策
	・ごみの投げ捨てが多い	・
	・貴重動植物の盗掘・採取	・ゴミの持ち帰り協力願ひ
	・タバコの吸い歩き(特に冬場は火災の危険もある)	・車の乗入れ制限区域の必要
	・地域の安全で安心な暮らし	・車の乗入れ制限区域の必要
	・遊水地へ来やすい環境の整備	・
	・治水量の確保	・緊急避難場所の整備
	・自然への配慮	・治水最優先に思川右岸堤防の強化及び一時的に避難できる避難場所を設置
・利用者のマナー向上	・巴波川堤防の強化	
・野生生物の生息を守るシステムづくり	・案内板等をもっと多くの場所に設置	
・堤防上や交差点に駐車して行き違いに支障が有る	・遊水地内の標識なども設置	
・路上駐車による迷惑	・案内板にサイトのアドレスを記載するなど、情報を得やすくする工夫	
	・第3調節池の全面的な掘削の検討	
	・車両で入れる道路をできる限り少なく	
	・外部から生物を持ち込まない	
	・ラムサール条約の理念を啓蒙啓発を常時行う	
	・活動センター等に条約の条約の理念などを大きく掲示する	
	・案内書・パンフなどにその理念を分かりやすく(標語的に)記載する	
	・環境省はラムサール登録地に専門官を在駐させていると思うが、その担当者を軸にして、河川環境保全モニター、各県の鳥獣保護員、当協議会指定のボランティア等の巡回	
	・	